

「精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者」に対する減額特例許可申請

【提出前にチェックしてみましょう！】

- ※ 申請内容に不備がある場合、補正をお願いすることがあります。
- ※ ご不明な点は、申請書提出先の労働基準監督署へお問い合わせください。
- ※ 申請書は、所轄労働基準監督署に2部提出してください。

① 「事業の種類」

- 日本標準産業分類の小分類により記入していますか？
(最低賃金適用業種を特定する必要がありますので、ご不明の際は、お問い合わせください。)

② 「事業の名称」

- 法人名又は個人事業名(屋号)に加え、「本社」「〇〇工場」等、減額対象労働者が就労する事業場を特定できる名称を記入していますか？
- 減額対象労働者が就労する作業場が、単に作業を行うのみで、労務管理等を行っていない場合は、作業場を管理する直近上位の事業場の名称を表記し、「(〇〇作業所)」等、作業場の名称を括弧書きで付記してください。

③ 「事業場の所在地」

- 減額対象労働者が就労する作業場が、単に作業を行うのみで、労務管理等を行っていない場合は、作業場を管理する直近上位の事業場の所在地を表記し、作業場の所在地を括弧書きで付記してください。

④ 「減額の特例許可を受けようとする労働者」

- 許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を正確に記入していますか？
- 許可を受けようとする労働者との労働契約締結後の申請となっていますか？
(雇用契約期間が判る資料を添付してください。)

⑤ 「精神又は身体の障害の態様」

- 「精神障害保健福祉手帳」「療育手帳」「身体障害者手帳」等の公的機関が発行した資料に基づいて精神又は身体の障害の態様及び程度を、「精神障害」・「知的障害(療育手帳 B)」・「身体障害(〇級)」等、正確に記入していますか？
- 公的機関が発行した資料に有効期間がある場合、有効期間内の資料となっていますか？

⑥ 「従事させようとする業務の種類」

- 減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入して、許可する業務の種類を特定していますか？(記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。)
- 労働能率比較資料に記載された作業内容と齟齬がありませんか？

⑦ 「労働の態様」

- 始業・終業の時刻、休日の定め、作業の内容、作業量等を詳細に記入していますか？
(記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。)

⑧ 「減額の特例許可を必要とする理由等」

- 減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入していますか？
(記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。)
- 精神または身体の障害が当該労働者に従事させようとする業務の遂行に直接支障を与えることが明白ですか？また、その場合でも、支障の程度が著しいものですか？
(いわゆる不器用等は不可。最低賃金法第7条第1号の許可基準に該当する理由としてください。)

⑨ 「減額の特例を受けようとする最低賃金」

- 許可を受けようとする労働者に適用される最低賃金の件名及び金額を記入していますか？
(件名「長野県最低賃金」金額「〇〇〇円」等)
- 地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方の許可を受ける場合、それぞれの件名及び金額を、「件名：① 長野県最低賃金・② 各種商品小売業最低賃金、金額：①〇〇〇円・②△△円」等、すべて記入していますか？

⑩ 「支払おうとする賃金」－「金額」

- 減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験等を総合的に勘案して定めた減額率に対応した金額を記入していますか？
- 精皆勤手当、家族手当、通勤手当等最低賃金法第4条第3項の賃金を除外していますか？

⑪ 「支払おうとする賃金」－「減額率」

- 減額対象労働者と比較対象労働者の労働能率を数量的に把握して比較した上で、減額できる率の上限となる数値を算出していますか？
- 減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して、総合的に減額率を定めて、記入していますか？
- 総合的に勘案した結果として申請する減額率が、労働能率の程度に応じて算出される減額率上限値以下となっていますか？
- 小数点以下が生じた場合、小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位までとしていますか？

⑫ 「支払おうとする賃金」－「理由」

- 法令、許可基準に基づき当該減額率を定めた理由を記入していますか？
(記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。)
- 事前に、過去2週間程度、⑥「従事させようとする業務の種類」に記載されている作業の種類ごとに比較して、労働能率比較資料を作成の上で、添付していますか？
(労働能率比較資料を申請時に添付していただくと、審査がより円滑に進みます。参考様式や作成方法等については、お問い合わせください。)
- 就労継続支援 A 型事業の場合、「【障害者自立支援法に基づく就労継続支援 A 型事業所用】最低賃金の減額の特例許可作業実績、作業能力に関する資料」が添付されていますか？

⑬ 「都道府県労働局長」(申請先)

- 申請先の労働局長名を記入していますか？
※ 減額対象労働者が派遣労働者の場合の申請先は、派遣元事業場を管轄する都道府県労働局長となり、申請先も派遣元事業場を管轄する労働基準監督署となります。

⑭ 「使用者」(申請者)

- 法人又は個人事業を代表して申請する権限を有する方が、記名または署名していますか？